

第 62 回
三木市都市計画審議会

議 事 録
(公 開 用)

令和 6 年 7 月 9 日開催

第 62 回三木市都市計画審議会議事録

- 1 日時・場所 令和 6 年 7 月 9 日(火)10:00~12:00
三木市本庁舎 4 階 特別会議室
- 2 出席者 <委員 16 名>
泉雄太委員、大西毅委員、大原義弘委員、岡田紹宏委員、川北健雄委員、住友聰一委員、曾我部剛委員、園田泰敏委員、高橋浩二委員、西原章委員、藤原秀行委員、松原久美子委員、水島あかね委員、三村広昭委員、柳井徹委員(代)、鷺尾孝司委員
<幹事 6 名>
赤松宏朗総合政策部長、降松俊基市民生活部長、井上典子健康福祉部長、荒池洋至産業振興部長、友定久都市整備部長、錦昇上下水道部長
<事務局 7 名>
合田仁副市長、前田和久課長、青澤百華係長、山田佳苗主任、近澤翔太主任、増田秀成技術専門官、石川孔明係長
- 3 公開・非公開 公開
- 4 議題
- ① 諮問・答申事項
(1) 区域区分見直しに向けた事項の調査について
- ② 説明事項
(1) 立地適正化計画の策定について
(2) 東播都市計画公園(9.6.3 号三木総合防災公園)の変更について
(3) 東播都市計画ごみ焼却場の変更について
(4) 都市計画区域マスタープラン見直し基本方針について
(5) 今後のスケジュールについて
- 5 傍聴人の数 1 人
- 6 開会 前田課長

7 あいさつ 友定都市整備部長

8 諮問・答申事項(区域区分見直しに向けた事項の調査について)

よろしくお願いいいたします。恐れ入りますが、区域区分見直しに向けた事項の調査について座って説明させていただきます。インデックスの①をご覧ください。

1 ページをお開きください。諮問書になります。区域区分の見直しに向けた事項の調査につきましては、市長より当審議会に、区域区分のあり方に関する検討及び市街化調整区域の土地利用について調査を依頼するものです。

2 ページをご覧ください。区域区分見直しに向けた事項の調査につきましては、三木市都市計画審議会条例に基づき、専門委員を市長が委嘱し調査を行っていただきます。調査結果は、適宜、当審議会に報告させていただきます。

専門委員の構成は、都市計画を専門とする当審議会の川北会長と水島委員、農業政策を専門とする兵庫県立大学の教授、不動産動向に関する見地から兵庫県不動産鑑定士協会の不動産鑑定士の方、経済に関する見地から近畿税理士会三木支部の税理士の方、行政機関から兵庫県の都市計画課長に委員をお受けいただいております。

調査スケジュールは記載の通り、4 回を予定しております。1 回目に三木市の土地利用規制状況や市街化調整区域のまちづくり手法、農業政策や区域区分を廃止した他府県の事例を紹介させていただき、2 回目、3 回目の議論を経て、4 回目にまちづくりの方向性を決定していただく予定です。

以上、簡単ではありますが説明とさせていただきます。

8.1 審議会委員質問と事務局の回答概要

[委員]

今回、専門委員会を設置されるということなので、ぜひ深いご議論をいただきたいと思うのですが、少し意見を述べさせていただきたいと思います。

皆さんご存知かと思いますが、2006 年に国体道路と言われます県道三木三田線志染バイパスという非常に良い道ができたのですが、当該エリアは市街化調整区域で、道路沿いの農地以外の部分についても、ほとんど利活用が進みませんでした。

今後、当審議会でも議論になっていきますが、県が神戸三木線の

バイパス、神鉄の線路沿いのエリアも事業箇所位置づけられたということで、令和 11 年度以降、事業に着手するという状況です。この道路は渋滞緩和の効果は大きいと思うのですが、やはり沿線の地域が特別指定区域すら現状導入されていないという状況です。

神戸三木線の神鉄線路沿いのバイパスが、例えば 15 年後に開通しても、今のまま何もしなければ、志染バイパスと同じ結果になるのではないかと危惧しているところです。

併せて志染駅南側、駅へのアクセスが非常に悪いところで、市では駅前のロータリー整備も計画しておりますが、市内で最も神戸電鉄の利用の大きい、この志染駅前のエリアが良くなりましたら、三木市全体の成長に繋がると私は考えておまして、今こそ都市計画の出番であると考えておりますので、その辺り、志染駅南側、新たな都市計画道路の整備も踏まえて、周辺エリアの活性化に繋がるような土地利用を、この委員会ではぜひご議論いただきたいと要望したいと思っております。

以上です。

〔会長〕

今のご意見につきましては専門委員会へのご意見ということなので、事務局の方から、専門委員会でご紹介をお願いします。

8.2 諮問・答申

〔会長〕

他にご質問あるいはご意見ないようでしたら、こちらの諮問事項は、事務局から説明を受けた内容について、本審議会として「特に異論がない」ということで市長に答申してよろしいでしょうか。

〔委員〕

異議なし。

〔会長〕

ご異議がないものと認めますので、市長に答申をさせていただきます。

ありがとうございます。

9 説明事項(立地適正化計画の策定について)

よろしく願いいたします。

恐れ入りますが、座って説明をさせていただきます。

資料②を前のスクリーンに表示してご説明していきます。

お手元の資料は、別紙①②と共に確認されたい時にご覧ください。

はじめに、前回の当審議会で質疑及びご意見を頂き、今回お答えするとしておりました2点について、ご説明いたします。

一点目、市民意向調査における年代や転入者といった回答者の属性別集計について、ご意見をいただいた件です。集計結果より一部抜粋し、別紙①にまとめております。

続いて、二点目、現況調査にて記載しておりました数値の算出根拠について、別紙②にまとめております。

2ページ目をご覧ください。別紙①の集計結果からは、どの居住歴の方の回答においても、多くの方が「災害が少ない」「豊かな自然」「静かな住環境」を、当市の魅力として考えており、年代別でも同じ結果でした。また、年代別で見て、20代以下では「市外に転出したい」もしくは「転出予定がある」という回答の割合が他の年代に比べて高くなっておりました。また、「防災マップ等を確認し、災害リスクや避難所を把握している」という回答の割合が、年代により大きく差が出ていることから、ハザードマップ等の周知においては、年代に合わせた手法を取る必要性があることなどが読み取れました。

また、自由記述の回答においては、「三木市の魅力や地域資源をもっと活かしてほしい」「市内の施設が散らばっていて不便」といった意見がございましたことも、ここで併せてご報告いたします。

次に、別紙②をご覧ください。前回ご指摘いただきました下水道の整備率について、改めてご説明いたします。整備率は、供用済面積を都市計画決定総面積で割ることで求められます。都市計画決定総面積は、公共下水道の整備対象とする区域の面積のことで、別紙②記載の絵でご説明していきます。

こちらの絵で、都市計画決定総面積は茶色の破線の中となりまして、この中には、田んぼや畑、未利用地や緑地なども含まれています。黄色の部分、こちらは公共下水によって排水を処理できるようになった区域で、供用済面積となっております。主に居住等の土地利用があるところとなります。

供用済み面積は公共下水に限った面積であり、汚水でいうと農業集落排水や浄化槽などの利用は含まれていません。それらを含めた、より実態に近いと考えられる数値として、前回も少しご説明いたしましたが、生活排水処理率というものがあります。生活排水処理率は、公共下水道、農業集落排水施設のほか、合併処理浄化槽等の生活排水処理場による生活排

水処理人口の行政区域内人口に占める割合となっており、「三木市下水道事業経営戦略」によると、本市は 97.4%と算出されています。

以上、ここまでが前回の審議会での内容に関する追加資料のご説明となります。

ここからが、本日新たにご説明する、立地適正化計画における誘導区域の設定内容となります。

3 ページ目をご覧ください。

前回の当審議会では、目指すべき都市の骨格構造として、駅やバスのターミナル周辺に都市機能の拠点配置の方針をお示しいたしました。今回は、この都市機能の拠点も含めた誘導区域について、具体化していく工程をご説明いたします。

4 ページ目をご覧ください。

誘導区域には、原則として居住誘導区域内に設定し、主要な都市機能を都市拠点や地域拠点に誘導して集約することで、各種サービスの効率的な提供を図る都市機能誘導区域と、人口減少の中であっても、一定規模の人口密度を維持することにより生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき居住誘導区域があり、いずれも都市再生特別措置法によって、立地適正化計画内で定めるものとされています。

いずれもその性質から、市街化区域内に定めるものとなっており、都市計画運用指針などに示された考え方に基づいて区域を設定していきます。

5 ページ目をご覧ください。

誘導区域を設定する手順をこちらに示しております。現在の進捗であり、STEP3 までの内容を本日説明させていただきます。

6 ページ目をご覧ください。

先ほどの手順における STEP1、生活利便性が高くかつ人口集積のある区域についてです。こちらに示しております図は、前回の当審議会でもご説明いたしました「将来人口分布」「都市機能施設へのアクセス性」「公共交通へのアクセス性」の 3 つの指標で評価した図となっております。濃い赤色の場所ほど評価結果が高い場所であり、誘導区域の候補と考えられる場所となります。

なお、こちらは、地図を 100m 四方の四角で区切り、各四角に対して評価を行っていますので、誘導区域のおおまかな区域を出す形となっております。

7 ページ目をご覧ください。STEP2、災害リスク等により居住の誘導を行

わない区域についてご説明いたします。関連法令や指針では、災害危険性の高い区域等は誘導区域として設定すべきではないと示されています。

7 ページの表は、当市の市街化区域内に存在するものを着色しています。オレンジ色の線より上、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域は、いわゆる災害レッドゾーンであり、誘導区域を定めないとされていますので、本市でも誘導区域に含めません。また、工業専用地域については住宅の建築が制限されているため、こちらも誘導区域に含めないこととします。

次に、オレンジ色の線より下、法や指針では「総合的に勘案し、適切でない判断される場合、原則として含まない区域」と分類されている、黄色で着色した土砂災害警戒区域及び洪水浸水想定区域についてです。本市においては、多様な都市機能の集積や一定規模の人口密度がある旧市街地の一部などが、土砂災害警戒区域及び浸水想定区域に含まれています。

8 ページ目をご覧ください。STEP3 総合的に勘案し、誘導区域に含むかどうか判断を行う区域の検討についてです。先程お示しました土砂災害警戒区域及び洪水浸水想定区域について、美囊川沿いは概ね洪水浸水想定区域になっていますが、本市においては古くから美囊川沿いを中心として都市形成されていることから、発災時に避難が難しいと想定される範囲については誘導区域の候補から外すこととします。

発災時に避難が難しいと想定される範囲につきましては、消防庁の「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」というものに基づき、検討しました。

土砂災害警戒区域は、土砂災害対象の指定避難所より半径 500m圏外、洪水浸水想定区域のうち、浸水深 3m以上と家屋倒壊等氾濫想定区域については、洪水対象の指定避難所より半径 500m圏外を避難が難しい範囲と考え、誘導区域の候補から外します。

画面をご覧ください。

お手元の資料にはございませんが、STEP2、STEP3 の工程をまとめた図面をお示ししています。

少し見づらいかもしれませんが、赤い箇所は災害レッドゾーン、黒い斜線の区域は工業専用地域及び避難が難しいとして誘導区域に含めない区域となります。

以上、STEP3 までの工程で形成された誘導区域図を、用途地域図と重ねて示したものが 9 ページの図です。

水色のラインが居住誘導区域、ピンク色のラインが都市機能誘導区域の候補となる区域です。STEP1 の評価図面に合わせて 100m単位で線を引いておりますので、角ばった線となっております。こちらは誘導区域の候補を表した図となりますが、今後、STEP4、STEP5 で詳細な検討を行い、区域を定めていきます。

ここで、誘導区域内へ居住や都市機能を緩やかに誘導するための届出制度について、ご説明いたします。

10 ページ目をご覧ください。

居住誘導区域外、都市機能誘導区域外となる区域では、記載のとおり、一定規模以上の住宅の建築行為または開発行為、誘導施設を有する建築物の建築行為または開発行為を行おうとする場合、また、都市機能誘導区域内の都市機能誘導施設を休止または廃止しようとする際は市への届出が義務付けられます。

届出義務は、計画の策定公表と同時に発生いたします。本市は、令和7年3月31日に策定し、4月1日に公表を行う予定です。パブリックコメントと同時に市のホームページ上で事前周知するとともに、関連団体にはチラシ等の配布を行う予定です。

次に、工程についてご説明いたします。

11 ページをご覧ください。前回、当審議会にてご説明していましたが工程のうち、変更があった部分をオレンジ色の矢印にて示しています。10月から11月にかけて、住民説明会を予定しております。令和7年3月末策定に変更はございません。

次回の審議会では、素案作成にあたり定まった内容をまとめてご報告する予定です。

以上、立地適正化計画策定についての説明を終わります。ありがとうございました。

9.1 審議会委員質問と事務局の回答概要

〔会長〕

立地適正化計画と、先ほどの諮問事項でありました区域区分の見直しについては、専門委員会の方で検討を行うということですが、両者の相互関係について留意するところがあれば、説明をお願いいたします。

〔事務局〕

区域区分の見直しと立地適正化計画の関係ですが、区域区分を廃止する際には、立地適正化計画を策定することが県から示されて

いることを前回審議会でも申し上げたと思いますが、区域区分を廃止してもしなくても、今作っております立地適正化計画の内容に影響が出るものとは思っていません。

立地適正化計画は、今の市街化区域内を、もう少しコンパクトにというような考え方で、市としての方向性は変わりませんので、今の市街化調整区域、市街化区域の外に居住を誘導するようなこと、都市機能を誘導するようなことは、区域区分を廃止した際にもないと考えておりますので、今の予定通り今年度末の策定をさせていただきたいと思っております。

〔会長〕

ありがとうございます。

区域区分を廃止する場合には必ずこちらの立地適正化計画が決まっていないといけないということですね。

もし区域区分を廃止しないという方向になれば、どうしても定めないといけないものではないけれども、市としてはどちらにしてもこれは定めたいと考えていると、そういうことでよろしいですね。

〔事務局〕

はい、そうです。

〔会長〕

その場合でも、区域区分がある場合は、誘導区域は市街化区域の中だけれども、仮にそれがなくなったとしても今の市街化区域の中で誘導区域を設定していきたいと考えているということでしょうか。

〔事務局〕

そういうことです。

9.2 審議会委員質問と事務局の回答概要

〔委員〕

最後の届出制度について確認です。

こちらについては、届出を30日前にしなければいけないということでした。

その場合、もし届出しない場合の罰則等は、ありますでしょうか。

〔事務局〕

30日前までに万が一、届出をされなかった場合、例えば、区域外での建築または届出されなかった行為が、誘導区域へ誘導することに影響のあるような場合は、調整のうえ、勧告などの措置を行うことができます。

[委員]

ありがとうございます。3戸以上の居住誘導区域外の開発行為、建築行為、3戸以上の新築を行う場合に、この届出が30日前までに必要になってくる。

勧告ということで、そこまで強制力はないということなのかを確認させていただきたいと思います。

[事務局]

罰則はないので、強制力はないという形になります。

[委員]

わかりました。またこれとは別に、居住調整区域という市街化区域内で、かつ居住誘導区域以外の地域において居住調整区域という、要は市街化区域内に調整区域を作るような制度があるのですが、それについては実施されないということでしょうか。

[事務局]

現在のところ、居住調整区域は設けない予定としております。

[委員]

わかりました。

9.3 審議会委員質問と事務局の回答概要

[委員]

2点お伺いします。前回からよくわからないのですが、立地適正化計画では、今の市街化区域内に居住や都市機能を集約する方向で計画をする。その一方で、区域区分の見直しについて、先ほどご質問があったように、現在、市街化調整区域のところに、少し今より開発しやすいようにしようと。何か方向性が相反するような気がします。

先日、神戸新聞の地域版を見ていましたら、西脇市だったと思うのですが、市街化調整区域で地区計画の制度を使って企業用地を計画するという内容でした。

その場所は、西脇市の総合計画では将来的には企業立地区域という指定をされている、ということだったのですが、今回三木市が、特に区域区分の見直しをするとした場合に、市の総合計画で、市街化調整区域だけれども将来的な開発区域というような位置づけをしているところがあるから見直しをするとか、そういった具体的な案件などがあるのでしょうか。

もう1つ、住民説明会ですけれども、これはどういった地域の方々を対象に実施されるのでしょうか。以上です。

[事務局]

三木市の総合計画には、都市計画マスタープランの土地利用計画がそのまま載っています。

三木市の都市計画マスタープランにおきましては、市街化調整区域でも土地利用が必要なところには、特別指定区域等の制度を活用して土地利用を進めるという記載をしております。

市街化調整区域でありますと、規制がとても強く、家が建ちにくい、企業が来にくいということがあります。集落として継続できないとなってしまうので、特別指定区域等を活用するということを方針として示しております。

ですので、区域区分の廃止は、兵庫県で一昨年に出されましたので、その検討も進めるということではありますが、一気に手放して規制を緩めるということは最初から考えていません。

特定用途制限地域ですとか、開発の指定とか、そういうものを使って、市が誘導したいところのみ、今までの特別指定区域をしたいようなところのみを活用する、一つの手法として区域区分の廃止を考えているところでございます。

2点目の説明会ですが、こちらは東播都市計画区域を立地適正化計画の計画区域にしていますので、その中で市街化区域のある地区、志染地区につきましては、情報公園が市街化区域であるのですが、工場が立地しているだけですので、あとの6地区、緑が丘、青山、自由が丘、三木、三木南、別所地区という、市の10地区に分けられたうちの6地区の公民館にお邪魔しまして、説明会をさせていただこうと思っております。

全体的なご意見は、パブリックコメントを1月頃に行う予定ですので、そちらでご意見をいただこうと考えております。

[委員]

総合計画にも特別指定区域を、一般論として必要なところは制度を活用するという事は書いてあるのですが、西脇市のように具体的な地域を示して記載しているところはないと、そういうことでいいですね。

[事務局]

ひょうご情報公園都市につきましては、市街化区域に編入するという書き方をしておりますが、それ以外については位置の指定はしていません。全般的な書き方をしております。

[事務局]

少し補足させていただきます。繰り返しになりますが、都市計画マスタープラン、こちらが総合計画の下にある計画というところで、都市計画のことを記載しています。

都市計画マスタープランにつきましては、各地区の取り組みも記載しておりまして、その中で、今申し上げたように情報公園のところに触れていたり、三木南地区の神戸三木線沿いの辺りで特別指定区域を活用するであったり、国道175号線周辺も、区域を明確に指定しているというわけではなく、この辺りでそういう活用をしていきたいという明示はしておりますので、それに基づいた形で、今後、市街化調整区域の土地利用については検討していくことになろうと考えております。以上、補足です。

〔会長〕

ありがとうございます。今の関連で、私からよろしいですか。

マスタープランの方では、言葉として方針が書いてある。実際には、特別指定区域は既に設定されているところがあるわけですね。

〔事務局〕

はい、既に特別指定区域制度を活用しているところもあります。

〔会長〕

具体的にもう既に決まっているところと、それから全体の方針と2段階で、定められていると、ご理解いただければいいかと思います。

かなり大きなことを1年で決めるというタイトなスケジュールで、専門委員会ともやり取りしながらになりますが、しっかりやっていきたいということになります。

9.4 審議会委員質問と事務局の回答概要

〔委員〕

7 ページですけれども、誘導を行わない区域は、茶色の部分のみについて誘導を行わないということで、例えば農用地区域とか、保安林の区域とか、森林の区域というのも、居住誘導区域を定めない区域というふうに記載されているのですが、ここについては、とりあえず今回は居住誘導区域に含めていくという考え方でよろしいでしょうか。

〔事務局〕

こちらに記載の保安林の区域ですとか、そういった着色していないところに関しては、三木市内の市街化区域内にないものとなっておりますので、今回の検討をする区域とはしておりません。

今回、市街化区域内に誘導区域を設定するために、誘導すべきではない、検討すべきとしているのが、この茶色と黄色の部分になります。

[委員]

わかりました、ありがとうございます。

[会長]

あくまで誘導区域は、市街化区域内というのが大前提で書いてあるということですね。

10 説明事項(都市計画公園 9.6.3 号三木総合防災公園の変更について)

よろしく願いいたします。

インデックス資料③、都市計画公園 9.6.3 号三木総合防災公園の変更について恐れ入りますが座って説明いたします。

1 ページ目をご覧ください。

三木総合防災公園は、三木市の東部に位置する広域公園で、陸上競技場や野球場等の施設も整備され、市内の方に限らず、市外の方にも多く利用されている施設です。また、備蓄倉庫、貯水槽等の施設も併用されており、兵庫県の広域防災拠点も担っています。

2 ページ目をご覧ください。

変更理由について説明します。

災害時における広域防災拠点である三木総合防災公園へのアクセス性の向上や主要地方道三木三田線への交通集中による渋滞、交通事故の減少による円滑な交通の確保に向けて、主要地方道三木三田線志染バイパスの整備を兵庫県が進めており、今後の整備予定区間について検討した結果、拡大図ピンク色の拡幅道路線形と都市計画公園区域の黄色部分が重複することから、公園区域の一部変更を行います。

3 ページ目をご覧ください。

変更内容について説明します。

公園区域の北側に位置する黄色の突出部分 72.05 m²の削除を行います。

削除部分は、現在調整池等への管理用通路の一部としておりますが、使用頻度は低く、削除後も道路からの進入は可能であるため面積減少による公園機能の低下はありません。

4 ページ目をご覧ください。

スケジュールについて説明します。

市素案を市役所2階都市政策課窓口、志染町公民館、HPにて6月21日(金)から7月5日(金)まで縦覧し、あわせて素案について意見募集を行ないましたが、意見書の提出は、ありませんでした。

また、6月28日(金)には、志染町公民館にて市素案説明会を開催しましたが、参加者はおられませんでした。

今後のスケジュールは、県と協議を行い、11月に案の縦覧を行った後、令和7年2月予定の当審議会に諮問・答申をさせていただき予定です。その後、3月の県の都市計画審議会での付議・議決を予定しております。以上で、都市計画公園9.6.3号三木総合防災公園の変更についての説明を終了します。

11 説明事項(東播都市計画ごみ焼却場の変更について)

よろしく申し上げます。

それでは着座にて説明をさせていただきます。

私の方からは東播都市計画ごみ焼却場の変更についてのご説明をさせていただきます。

まず説明にあたりまして、最初2ページほど使って、今までの経緯等を簡単に説明させていただきます。

現在のごみ処理施設は1998年平成10年から供用開始しております。

一般的にごみ焼却施設は約30年間使用できると従来言われておりまして、本市におきましては2031年令和13年度からの供用開始を目指しているところでございます。

施設の概要につきましては、処理方式をメタン発酵施設と焼却施設を並行して使うメタンハイブリッド方式としています。

敷地は周辺緑地等含めまして約3.5ヘクタールを想定しております。

現時点での施設の配置予定図は、資料の2番、3番の通りとなっております。

続きまして2ページ目をお願いします。

今までの本事業の経緯を簡単にご説明させていただきます。

まず令和2年度に基本構想、3年度に基本計画、4年度に基本設計並びに生活環境影響調査の夏秋冬の3季節分、5年度には生活環境調査の残りの春分を実施してとりまとめをしました。

また5年度につきましては、ごみ処理施設の事業費削減を目的にコストの縮減案の検討もいたしました。

今回は生活環境影響調査の結果の説明をさせていただくこととなりますが、こちらにつきましては、ごみ処理施設を整備するにあたり必要となる調査となっております。

昨年度の第 60 回都市計画審議会におきまして、現況調査については現時点では異常はございません。という中間報告をさせていただきましたので、今回は最終の結果を報告させていただきます。

それでは次のページをご覧ください。

生活環境影響調査につきましては、国から出されております調査指針に基づいて実施をいたしました。

主には大気質、騒音、振動、悪臭の 4 項目について説明をしております。

調査等の場所につきましては、資料の 3 番の調査場所に示しております。

清掃センターを中心といたしまして、基本的に東西南北ということで設定させていただいております。

なお、南方向につきましては、三木市の市街地となりますので 2 ヶ所、資料の中では平田小学校、コミュニティスポーツセンターの 2 ヶ所設定をさせていただきました。

ここからの説明につきましては、内容はお手元の資料でご説明をさせていただきます。

また実際に調査をした場所について、画面のスライドで表示をしたいと思います。

それでは資料の 4 ページをご覧ください。まず 1 点目大気質の調査につきましては、こちら画面上に出ております。5 ヶ所について調査をいたしました。

お手元の資料にお戻りください。

大気質の調査、こちら長期の濃度予測、短期の濃度予測等々ございますが、全て基準を満たしておりました。

それでは次のページをご覧ください。

続きまして、騒音の調査結果についてご説明をさせていただきます。

騒音の調査につきましては、現在の清掃センターの西側の敷地境界で行いました。

朝昼夕の時間帯は、問題ありませんでしたが、夜につきましては、不適合となっております。

こちらの(1)の表をご覧ください。

夜の 22 時から 6 時までの間ですが、バックグラウンド騒音レベルが 48.9

デシベル、こちらが現状の夜の騒音レベルです。

右側に行きまして、本事業における騒音予測結果、38.3デシベル、こちらが新しい処理施設が発生するであろうと予測されている騒音レベルです。

その右に行きまして重合後の騒音レベル 49.3 デシベル、こちらが全てを合わせた際の予測騒音レベルです。

次に右側の表を見ていただきまして、規制基準は 45 デシベルです。

現時点で、既に騒音レベルが 48.9 デシベルということになっておりまして、規制基準を超えております。

三木市の場合この該当地域が第 2 種区域、いわゆる住居用区域となっているために、基準値が 45 デシベルと大変厳しいものとなっております。

一方で敷地北側に隣接しております小野市は、工業専用区域となっており、規制基準値が 60 デシベルとなっていることから、市境にある周辺工場の影響を受けていること、また山の中にありますので樹木等、自然の音も拾った結果だと考えます。

今の画面をご覧くださいいただけますか。黄色い点線が市境になっております。

私共が予定している施設がこちら、こちらも今のセンターの西側となっております。

先ほどの説明をもう 1 回させていただきますと、この点線を境に、この点線から三木市側は基準が 45 デシベル、一方、小野市側の北側は 60 デシベルとなっております、そういった環境もございまして、騒音の規制基準を満たしていないものだと思います。

ただし、施設の建設に当たりましては低騒音機を採用するなど、防音騒音対策をしっかりとしていきたいと考えております。

資料の 5 ページにお戻りください。

現在の騒音レベルが 49.3 だと説明をさせていただきましたが、49.3 デシベルとは、昼間の戸建住宅地ぐらいのレベルだということになります。

次の資料をご覧ください。

6 ページをご覧ください。

振動につきましては、清掃センターの東側の道路沿いの 2 ヶ所で測定しました。

振動については全て適合をしてございました。

それでは 7 ページをご覧ください。

7 ページの悪臭につきましても、悪臭を発生する特定悪臭物質 22 物質の濃度測定をしまして、すべて適合しております。

資料の 8 ページをご覧ください。

次に濃度測定とは別に臭気指数の測定もいたしました。

こちらにつきましては資料の中にある(2)の将来予測結果 8.2 という結果になっております。

この 8.2 というものがどういう数値かといいますと(3)の一番右側、ゴミ焼却場における臭気指数 10 未満は、無臭もしくはやっと感じ取れるにおい、もしくは弱いにおいという基準になり、現実的には悪臭がほとんどないという結果となっております。

それでは資料の 9 ページをご覧ください。

今までは施設の方が発生するであろうものについて説明をさせていただきました。

ここからは、収集車両が与える影響についてのご説明をさせていただきます。

測定箇所は、前側の画面をお願いいたします。

主に赤線のところが収集車が通る道です。測定箇所は加佐西農作業所とコミュニティスポーツセンターの 2 箇所で測定をさせていただきました。

それで資料 9 ページにお戻りください。

こちらにつきましても大気質については全て適合をしてございました。

それでは 10 ページをお願いします。

騒音レベルの予測結果でございますが、加佐西農作業所で昼の時間帯、6時から22時の時間に規制値 65 デシベルに対しまして、将来騒音レベルが 67.8 となり、規制を超えております。

こちらにつきましても、既にバックグラウンドレベルが既に現時点で 67.5 デシベルとなっております、基準を超えているような状況です。

これについても、先ほど説明した通り近隣に工業団地がございまして、通勤車両が非常に多く通っている道路となっております。

それにより、普通車の音の影響が出ており、廃棄物収集車両による影響はございません。

下の(4)、振動レベルにつきましては、全て適合しております。

最後に総合的な評価になりますが、施設の稼働に伴う大気質・振動・悪臭、廃棄物の運搬車両の走行による大気質・振動に関しては生活環境保全の観点により設定した基準値を全て満たしています。

一方で施設稼働に伴う騒音、廃棄物運搬車両の走行による騒音に関しては、一部の時間帯におきまして、基準値を超過してございましたが、こちら周辺状況による影響が非常に大きいものでございまして現況と同程度

の結果となっていると考えられます。

以上により、本事業が周辺的生活環境に与える影響は非常に軽微なものであると考えますが、施設の建設時にはしっかりと対策を実施したいと考えております。

以上で終わらせていただきます。

ありがとうございました。

11.1 審議会委員質問と事務局の回答概要

〔委員〕

ごみ焼却場の方針の件について、一番大きな課題はコストが当初の予定より大幅にかかりそうだということだと思います。今日の内容で、ごみ収集車の走ることによる影響はという調査結果もあるのですが、ごみ焼却場を更新することと直接関係がないことかなと思います。

一番大事なのはコスト縮減、検討すると聞いているのですが、こちらについてはどういう状況なのでしょう。

〔関係職員〕

まず 1 点目、収集車両の影響については、特段更新したからといって変わるものではありませんが、こちらは施設更新の際の許可の段階で必須となっておりますので、調査と説明をさせていただきました。

2 点目のコストの縮減状況につきましては、令和 4 年度の基本設計におきましては、総事業費が約 257 億円でした。

令和 5 年度コストの縮減を検討していく中で、現時点では約 198 億円、200 億円を切るところまでできています。

以上です。

〔委員〕

申請の段階で収集車両のことも調査結果について出さないといけないとわかりました。

費用に関しては、まだ出せる状況ではないのかもしれないのですが、一番大事なところが資料にないかなと感じました。

198 億まで縮減できたのであれば、何が変わるのか、そのあたりを教えてくださいたいです。今日でなくても良いのですが。

〔関係職員〕

わかりました。

コストの縮減案の中には、各プラントメーカーのノウハウの部分、いわゆる技術的な部分も相当数入ってございまして、詳細はお出しできないものもありますが、大まかには提示はできると思いますので、ま

た次回以降に委員にご提示するようになりたいと思います。

11.2 審議会委員質問と事務局の回答概要

〔委員〕

少し細かいところで、5 ページの騒音の報告のバツ、この理由を、規制値に持ってきては駄目だと思うのです。

比べるのはいいのだけれど、でしたらはっきりと現状周辺の音が大きいかからこれが規制値を超えてしまっている、という表現にしないと、規制値が悪いように書かれると、少し違うのでは、と思います。

夜間の樹木等の騒音の影響も当然あるのですが、それは定量的には出ないものですから、ここもこういう報告書では良くないのでは。

それから、廃棄物運搬車両のところにも、加佐西農作業所でバツ、これも、大体はこれでいいのですが、いわゆるバックグラウンドが高いのだからバツになってしまう。これは重ね合わせても当然超えてしまうわけですが、重ね合わせないと駄目なので、バックグラウンドが元々高い、この周辺利用の乗用車云々、と書かれても構いませんけれど、もっと明確な、明快な表現にされると良いかなと思っております。

〔会長〕

説明の表現上、もう少し誤解を生まないようなことにしていただいたらどうかということで、5 ページ、10 ページのところをご指摘いただきましたがいかがでしょうか。

〔関係職員〕

ご指摘ありがとうございます。これからそのようにしていきたいと思っています。

11.3 審議会委員質問と事務局の回答概要

〔会長〕

5 ページの上の表に重合後の予測と書いていますが、これは現施設と新しくできた場合ということで、現施設はそのまま稼働して新しく施設がつけ加わるという理解で合っていますか。

〔関係職員〕

実際には現施設は稼働せずに、新施設のみが稼働するようになります。

ただ、こちらの調査につきましては、バックグラウンド騒音レベル、A 列の中に、現施設の騒音が入っております。

B 施設 B 欄が新しい施設の騒音になっておりますので、ここを出て

くる重合後の予測騒音レベルというのは、いわゆる計算上は現施設と新施設の 2 台が動いているというような形の計算結果になっております。

〔会長〕

実際は両方同時に稼働ということは起こらないのですね。

〔関係職員〕

起こらないです。

〔会長〕

少しその辺が不思議で、であれば、本事業による騒音予測結果だけで、全て基準を満たしていると書かれても良いように思ったのですが、それはできないのでしょうか。

〔関係職員〕

コンサルにも確認はしたのですが、現施設の騒音レベルだけを除いた場合の測定結果ができないということで、このような計算結果になると聞いているのですが、現時点では明確な回答が私の方でできませんので、改めてまた後日回答させていただいてもよろしいでしょうか。

〔会長〕

わかりました。

バックグラウンドというのは、現状の施設プラス周りの騒音が入っているということですね。

周りは取り除くことはできないから、測れるものは重合したものでしかない。

なので、バックグラウンドを排除できない以上、重合後という表現になるということですね。わかりました。

実際測定されているのは現状なので、先ほどゴミ収集車の騒音が変わらないという、例えば 10 ページの上の表で廃棄物運搬車両による騒音レベルというものがありますが、これの根拠は何も聞かされていない気がするのですが、なぜこの予測になるのかというところを少しご説明いただいてもいいですか。

〔関係職員〕

委員のご質問では現状で 67.5 であると、変わらないのであれば将来騒音レベルも 67.5 になるので、ただ予測では 67.8 になっているという根拠でございますね。

〔会長〕

そこではなくて B のところですね。

廃棄物運搬車両による騒音予測レベルが、例えば一番上の資料だと 55.7 となっていると。これはどうやって予測するのが説明されてないようなのですが、いかがでしょうか。

〔関係職員〕

バックグラウンド騒音レベルは先ほどと同じように、現況の騒音レベルになります。

B の 55.7 は、あくまで廃棄物運搬車両だけの騒音レベルを測定したものでございます。

そちらを加味して計算上の将来騒音レベルの予測になります。

〔会長〕

すいません、あまり細かいことをこだわるわけではないのですが、先ほどバックグラウンドと一緒にしか測定できませんという答えだったのに、今度は現状を測ると、運搬車両を純粹に取り出すとこれだというのは、少し矛盾しているように思うのですが。

〔委員〕

補足説明します。

廃棄物運搬車両 1 台ごとの騒音レベルは大体わかるのです。

〔会長〕

それは一般的にそういう数字になるということですか。

〔委員〕

そうです。そこで使う車両はこれだと予測できますから、事業が開始されるとそれが何台来るのだということで、大体わかります。

計算上、それがここに出ている 55.7 ということです。

〔会長〕

今の説明であればよく理解できます。

要は、新しく変わったからといって、車両数は増えないわけですね。

〔関係職員〕

はい。

〔会長〕

ありがとうございました。

12 説明事項(都市計画区域マスタープランの見直し基本方針について)

都市計画区域マスタープランの変更について説明させていただきます。

お手元の資料はインデックスの資料⑤になりますが、前のモニターに投影いたしますので、資料は見えにくいときなどにご覧ください。

本日は、兵庫県において見直しが行われております都市計画区域マスタープランの見直し基本方針について、兵庫県の資料を抜粋して説明させていただきますが、現在、この見直し方針に基づき、素案の作成が行われ、市への意見照会が先月末に行われたところであるため、この見直し基本方針へのご意見をいただけません。また、素案につきましても現段階でお見せできない旨ご了承ください。

今後、県から意見照会があり、当審議会の開催スケジュールに合わない場合、資料を送付しご意見をいただくことも考えていますので、その際はよろしく願いいたします。

それでは、大きく変更になる点や三木市に係る点について説明させていただきます。

都市計画区域マスタープランは都市計画法に基づく「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」として長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けた都市計画の方向性を示すものです。

区域区分、地域地区、都市施設、地区計画などの都市計画や市のマスタープラン、先程説明いたしました立地適正化計画はこれに即して定める必要があります。

資料は1ページになります。

都市計画区域マスタープラン見直し基本方針の目的・位置づけなどについてです。

都市計画区域マスタープランは、兵庫県において、社会経済情勢の変化に対応するため、概ね5年ごとに見直しを行っており、この度、令和7年度に見直しを行うにあたり、都市計画の基本的視点や、現状・課題、目指すべき県全体及び地域ごとの都市づくりの方向性・方針等が取りまとめられました。

また、今回の見直しにおいては、県全体の都市計画における方向性や考え方を示す方針として「仮称ひょうごの都市計画ビジョン」を新たに作成されることとなり、同ビジョンについてもこの見直し基本方針に即して作成されます。

資料は2ページになります。

都市計画区域マスタープランの構成の見直しについてです。

現行の都市計画マスタープランは、全県共通として、県全体の都市計

画に係る現状課題や都市づくりの基本理念を示し、それに地域毎の都市計画の目標や主要な都市計画の決定の方針といった法で規制されている事項がぶら下がる二段構成となっています。

今回の見直しにおいては、県民に対する分かり易さ、神戸市を含めて、全県共通の事項の全県域を対象とする広域の方針「仮称ひょうごの都市計画ビジョン」として一つにまとめ、これに即して、各都市計画区域マスタープランを作成するものとされました。

資料は3ページです。

都市計画区域マスタープランの構成の見直しについてです。

仮称ひょうごの都市計画ビジョンは県が任意で定める計画で法定計画ではありませんが、県の上位計画に即して、広域的な視点に立ち、都市づくりの目標等を定める方針であり、県全体の都市計画における方向性や考え方を示したビジョンとして位置づけられます。

これにより、市が作成する市町都市計画マスタープラン、立地適正化計画も「仮称ひょうごの都市計画ビジョン」を即するものとなります。

資料は4ページです。

都市計画の基本的視点として、県政の基本指針である「ひょうごビジョン2050」と県のまちづくりの施策の総合的な方針である「まちづくり基本方針」に即した都市づくりを進める。とされており、資料にそれぞれの方針等が示されておりますのでご高覧ください。

資料は5ページです。

都市計画に関する現状と課題を大きく「避けがたい変化」と「国際社会・経済からのニーズ」にグループ分けした表になります。こちらの表にある「都市計画に関する現状・課題」と「目指すべき都市づくりの方向性」の関係を整理した物が、こちら、資料では6ページになります。目指すべき都市づくりの方向性を「持続可能な魅力と活力あふれる都市づくり」「誰もが安全・安心に暮らせる都市づくり」「環境と共生する都市づくり」と定めています。

資料は7ページです。

都市計画区域マスタープランの策定単位として、三木市は播磨東部地域に位置付けられています。

地域ごとの①特性、②魅力・強み、③課題を踏まえつつ、6ページに示されておりました「県が目指すべき都市づくりの方向性」に即した「地域ごとの目指すべき都市づくりの主な方針」を設定するとしています。

資料は8ページです。

こちらからは、三木市に関連している点についてご紹介いたします。

①地域特性として、神戸電鉄粟生線沿線の丘陵地にニュータウンが形成されていること、高速道路のIC周辺に産業団地が形成されていること、また、丘陵地にゴルフ場が多数ある等の土地利用の特性や、神戸電鉄粟生線が内陸部の市街地を結んでいること、基幹道路として高速道路や国道、新たなスマートインターチェンジとして仮称三木スマートインターチェンジが整備中であることなどがあげられています。

資料は9ページです。

②地域の魅力・強みとしては、酒米「山田錦」の国内最大の生産地であること、交通利便性が高いこと、伝統的に地場産業が盛んであること、多彩な公園施設や全国有数のゴルフ場が立地していることがあげられていますが、③地域の課題として、都市機能の集積度が低いことや神戸電鉄粟生線の利用者が低迷していること、地場産業の事業所数が減少傾向にあることが記載されています。

資料は10、11ページです。

④都市づくりの方針として、隣接する地域拠点において都市機能の相互補完を図るとともに、IC周辺等において産業団地の形成を促進すること、低未利用土地の整備や交通結節機能の強化、拠点における都市機能の維持・誘導を図り、個性と魅力あるまちづくりを推進すること、また、区域区分を設定している都市計画区域においては、原則これを維持しつつ、地域活力の維持・向上を図るため、特別指定区域や地区計画等の制度を活用した計画的なまちづくりを推進することが、目指すべき都市構造として記載されています。

資料は12ページです。

都市づくりの方針の中でも重点テーマとしては、都市機能の充実と交通ネットワークの維持・強化として、神戸電鉄粟生線の鉄道利用を促進し、公共交通ネットワークを維持するとされています。また、農の保全と健全な調和、伝統と次世代の産業の推進として、金物等の伝統あるものづくり産業が立地する地域においては、地域産業の振興を図るとされています。その他、集落の地域コミュニティ維持について記載されています。

以上が都市計画区域マスタープラン見直し基本方針の概要になります。

初めにも少しふれましたが、都市計画区域マスタープランにつきましては、県のスケジュールを確認しながら、皆様にもご意見をいただける機会を設けたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

12.1 審議会委員質問と事務局の回答概要

[会長]

確認ですが、今一通り説明していただいたのは、県の方で作成中の都市計画区域マスタープランの素案の概要をご紹介いただいたということでしょうか。

[事務局]

こちらは見直しの基本方針といたしまして、素案を作成する前に作られるものになります。

現在素案の方が各市町の意見を聞いて、修正している段階になりますので、こちらではお示しできないということになります。

[会長]

では、素案そのものではなくて、その素案を作成するための基本方針は市町に意見を求められている段階ということですか。

[事務局]

はい、そうです。

[会長]

ありがとうございます。

12.2 審議会委員質問と事務局の回答概要

[委員]

まずスケジュールについてお伺いしたいと思います。

区域区分の見直し方針についても元々、県は令和5年度末までというお話でしたが、他の市も含めて、令和6年度末に結論を出そうということになっております。

マスタープランへの反映もこのスケジュール上は令和7年度となっているのですが、令和8年度に1年遅れて、反映する可能性があるというように聞いているのですが、それは変わりないですか。

[事務局]

変わりございません。

[委員]

つまり区域区分、先ほど県から意見照会があったといたしますが、これはあくまでご説明いただいた素案作成前の見直しの基本方針についての意見照会であって、区域区分をどうするか云々は含まれていないという認識でよろしいでしょうか。

[事務局]

今こちらでお示ししているのは、基本方針であります。素案について市の方には一定見せていただいている状態ではありますが、こち

らに当市の区域区分をどうするというはもちろん書かれておりません。なので、その点について意見はしておりません。

また当市が区域区分を外すという方針を示しましたら、令和8年9年にもう一度都市計画区域マスタープランが変更になり、記載されるというスケジュールになります。

〔委員〕

ありがとうございます。

念のため再度確認ですが、5年に一度という基本があるとは思いますが、令和8年9年度にもう一度県の方でやっていただけるという認識でよろしいでしょうか。

〔事務局〕

この度はしていただけるということを確認しております。

12.3 審議会委員質問と事務局の回答概要

〔会長〕

3 ページのところで全体像は関係が示されていますが、新しく作成される「(仮称)ひょうごの都市計画ビジョン」、これはその上にある「ひょうごビジョン 2050」と「まちづくり基本方針」を統合して、新しい都市計画ビジョンが作成されれば、以前の「ひょうごビジョン 2050」と「まちづくり基本方針」、これは廃止になって新しいものと置き換わるということでしょうか。

〔事務局〕

こちらの図で示すこの一番上の段、「ひょうごビジョン 2050」ですとか、「まちづくりの基本方針」というものはそのまま残ります。この赤囲みの「(仮称)ひょうごの都市計画ビジョン」というものは、以前は都市計画区域マスタープランにおいてまちづくりの基本方針として定められていたものです。なので、法定として定められる都市計画区域マスタープランの中にあつたものを一部外に出しまして、神戸市も含めた兵庫県全体のビジョンというものを今回から作成される予定と聞いております。

〔会長〕

わかったような気がしましたがけれども、これは、お答えいただくのは市の方ではないのかもしれませんが、こういう構成変更をしないといけないとなった背景というか、何を狙っているのかという部分がわかれば教えてください。

色々似たようなものがたくさん出てくるのだという印象を持たざるを

得ないのですけれども。

〔事務局〕

聞いておりますのは、今、神戸市は、神戸市として独立の都市計画マスタープランを持っておられる。

県が定める都市計画区域マスタープランには即さなくてもいいという位置づけになっております。

そういうことも含めて、神戸市も含めた兵庫県としてビジョンを示される都市計画としてのビジョンを統一したものを示すということと聞いてはおります。

〔会長〕

何となくわかりました。

要は法定計画の方では神戸市を入れられないので、この基本方針のところだけ取り出せばそれは一体として記載することができるので、そこを分けて上位に置いたという理解でいいでしょうか。

〔事務局〕

そのように理解しております。

〔会長〕

ありがとうございます。

12.4 審議会委員質問と事務局の回答概要

〔委員〕

9 ページや 11 ページに市街化調整区域の土地利用のことが出ていますが、特に東播都市計画区域の中で、北播磨地域の 9 割を占める市街化調整区域に人口の 4 割以上が居住していると出ていますが、三木市の場合は他の北播各市と違って、市街化調整区域の面積とかあるいはそこに住んでいる人口はかなり少ないということで、少し他の市町とは違うという感じがしました。

あと 11 ページですが、目指すべき都市構造の方向性の下から二つ目の中で、市街化調整区域の面積・人口比率が高い内陸部におけると書いてあって、要するに「農」との健全な調和は前提として、市町が主体となったときのコントロールを検討するものとなっております。専門的な検討が必要だということで、まさに専門委員会を設けるということなので、ぜひ「農」との健全な調和を前提として、市役所の庁内調整もしっかり検討いただきたいとお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

〔事務局〕

農との調和はとても大切だと思っておりますので、内部でも調整をしながら、そしてまた専門家のご意見を聞きながら、区域区分については検討させていただきたいと思っております。

この度のご意見につきましては、本日昼から専門委員会第 1 回目がございますので、その場でもこのようなご意見がありましたということは少し紹介させていただきたいと考えております。

〔委員〕

よろしく願いいたします。

13 説明事項(今後のスケジュールについて)

今後の審議会のスケジュールについて説明させていただきます。

インデックスの⑥をご覧ください。

上から順番に説明させていただきます。

区域区分の見直しにつきましては、専門委員会で検討いただくこととなりますので、次回審議会では、専門委員会での意見を共有させていただきます。

立地適正化計画につきましては、先ほど説明しました通り、次回の審議会で素案内容の説明をさせていただき、本年度末に諮問させていただきます。

三木総合防災公園の変更につきましては、次回原案の説明とさせていただいておりますが、本日説明させていただいた内容から変更がないようでしたら、説明は行わず、令和 7 年 2 月を予定しております当審議会に諮問させていただきます。

東播都市計画ゴミ焼却場の変更につきましては、令和 7 年度末の都市計画変更を予定しております。

次回以降も進捗等ありましたら、ご説明させていただきます。

都市計画区域マスタープランにつきましては、現時点において詳細のスケジュールが不明であるため、仮の予定を入れさせていただいておりますが、令和 7 年度末の変更決定になります。

以上が全体的な審議会のスケジュールになります。

次回開催は、令和 6 年 11 月を予定しております。

開催の 1 ヶ月前にはご案内させていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上になります。

13.1 審議会委員質問と事務局の回答概要

〔委員〕

先ほど少し申し上げましたが、県道神戸三木線のバイパス、都市計画道路の見直しといたしますか、計画変更については、まだまだ先になりますでしょうか。

〔事務局〕

都市計画道路につきましては、県の一斉の見直しが令和8年か9年に行われる予定と聞いております。

その予定を見ながら、そのときにさせていただくか、それが伸びるようでしたら、神戸三木線のみの変更を考えております。

〔事務局〕

少し補足ですが、神戸三木線につきましては、都市計画変更が絶対必要かというところはまだ決まったわけではありませんので、これから県関係機関と協議をした上で、仮に必要となった場合は必要に応じてスケジュールに合わせてやっていくというようなことになろうかと思っております。

〔委員〕

わかりました。

13.2 審議会委員質問と事務局の回答概要

〔委員〕

一昨日の70周年式典のときに市長がご挨拶でおっしゃっていたのですが、青山地区のオールドニュータウンをリフレッシュしたい。日本で先頭を切ったような、そういう活動を始めましたというお話をされていたのですが、これについてはこの都市計画審議会のような会議も絡んでくるでしょうか。

どのあたりで議題が上がってくるのかというところを教えてくださいませんか。

〔事務局〕

青山地区に関しては、一昨年に、青山7丁目の用途地域の変更と地区計画の決定をこの審議会でも議論させていただきまして決定済みでございます。

都市計画としてできる素地は整えたという段階でありまして、あとはプロジェクトとして進められる。

こちらの審議会に関係するようなことというのは、当面の間はないかなというところでございます。

[委員]

ありがとうございます。

13.3 審議会委員質問と事務局の回答概要

[委員]

都市機能の誘導区域とか居住誘導区域、それとアンケートに記載があります、三木市に若者が居住しない。やはり商業施設が少ないという中で、市民の目線としては、出来上がったまちに何が来るかによって、視点は全く違ってくるのです。

そういう部分の中で、市がどこまで、どんな企業、どんな施設を持って来るかを描いていただいたら、もっともっと私達もわかりやすいのではないのでしょうか。

色々な規制を作っていただく、またそれも縛り事がないという説明を聞いたのですが、具体的には何ができるのか。

実は私の住んでいる自由が丘は、駅前に前まで商業施設が二つあったのですが、一つは鞍替えされました。

それによって、いわゆる都市計画の中でもやはり交通の問題とかいろんな問題等々で年寄り行き方がない、若い人については、地域に行くところがない。商業施設がない。

そういう部分の中で、この審議会の課題かどうかわかりませんが、市民の目線としては、何が来てくれるのだろう、そういうものが、ぜひどこかで論議をしていただいたら私達市民も、皆さん方の説明がもっともっと分かり易いのではないかと。

というお願いをしておきたいです。よろしく申し上げます。

[事務局]

ご意見としてお聞きしました。今時点で、どこにどういう企業、どういうものをというようなところは、なかなか市の方で決めるということではありません。

市民の方に一体どういうふうに、市がやろうとしていることを説明することで同じ方向を向いていただいてまちづくりが進むのかなというところで、工夫が必要かなと今は受け取らせていただきました。

よりイメージしていただきやすいような説明をしていく必要があるのかなと、その辺につきましては工夫して、共有させていただければと思います。お答えになっていないかもしれないですけども。以上です。

[委員]

ぜひ一緒にやっていきたいと思います。よろしくお願いします。

〔会長〕

都市計画審議会自体は、土地利用とか、色々な法的な制限等を主に扱っていきますので、その器のところにも実際どういうことをしているのかというのは、1 つ別の、市の施策的なところが関わってくるので、何となくこの審議会で歯がゆい思いを多分、皆さん抱いていらっしゃる場所ではないかと思っています。

〔委員〕

今の意見をいただいて、少し感想ぐらいなのですが。

この市民の意向調査ですけれども、どうしてもこういうアンケートを取る場合、集約しやすいということで、例えば目的地の移動とか商業施設とかそういう項目を挙げてアンケートをとらざるを得ないという状況は非常に理解できるのですが、そうすると、どうしても何か商業施設や移動に時間がかかるといった当たり前のことを答えがちです。

でも、問題の本質はそこにはないような気が個人的にはしていて、若者が出て行く理由が本当に商業施設だけなのかとか、目的地までに時間がかかるから住まない。例えば過疎の地域でも、今 IT とかの企業とか、オンラインで仕事ができるという話だと、そういうものとは別で住むという選択をしている若者も増えてきていると聞いています。

商業施設がないからが理由ではなくて、不便なところをあえて選んで自分たちで店をやって、自分たちがコミュニティを作っていこうという動きがあるというのも、実際各地で起こっている事実なので、このアンケートの答えやすいところの集計結果だけを見て判断するというよりは、もうちょっとソフト面での本音というか、そういうものをうまく拾えるような仕組みを、もう少し、行政の方も肌で感じているかもしれません。そういうものがもう少し表に出るようなアンケートの仕方があると、もう少し見えてくるのかなと思います。

〔会長〕

ご意見ということでよろしいですね。

引き続き、いろいろな視点を持って頂けたらと思います。

13.4 審議会委員質問と事務局の回答概要

〔委員〕

今のスケジュールのところでも東播都市計画ごみ焼却場、都計審では今報告いただいたのですが、環境審議会の方でもこれはぜひ報告してください。

それから、市制 70 周年記念式典。日曜日にありましたね。

そこで若者が三木の魅力として、金物と酒とゴルフ。ゴルフのアイデアについておっしゃっていました。

そういったことをあの場で聞いたのですが、それは、これからどうなるのか。どういうふうに、どこで意見は言えればいいのかなと。

たまたま市長の挨拶の中で、北高と東高と吉川高校と合併するとき、ゴルフ部を作るのだというようなことをおっしゃっていましたけれど。ゴルフのまち三木と言いながら、ゴルフ部を持っている中学、高校はあるのかなと。

この辺では滝川第二高校が近くにあって、結構強いのですが、そういうことを、これは都計審とは関係ないかもしれませんが、どこかで意見を言えるような、今日は色々な部長さんがいらっしゃいますので、そういったところも意見が言える場があればいいなと思っています。

以上です。

〔会長〕

多分これは都計審の議事に挙がること以外で、もちろん行政の色々な問題が関係してくるのですが、委員の皆さんが、気がついたことをどこへ持っていけばいいのかということですね。

当審議会では、事務局の方お願いします、でいつも終わりますけれども、そうではなくてそれ以外の方々もそういった三木市全体の政策に関する意見があり、どういう窓口が三木市の場合あるのか、教えていただいてもいいでしょうか。

一つは委員の皆さん方がいろいろな関わりのあるところに、進言していただければというのが一つですけれども、どこの町でも、これから重要になってくることですね。

〔幹事〕

市の総合的な政策について、どこで意見を伝えればいいかというご質問をいただいたと理解しております。

この審議会の中で、おっしゃっていただければ担当課の方から各部署にはお伝えをさせていただきます。

今年度につきましては、総合計画の中間見直しというものを行っております。

これは令和 2 年から令和 11 年の 10 年間の総合計画の中で、それぞれ基本構想と基本計画というものを作っております。

基本構想につきましては、大きな方針を記載しておりますので、これは中間年の今年、今年度で見直すものではございませんが、もう

少し細かく砕いたような形の基本計画というものは、この審議会でありましたものや、SDGs の取り組み、過去 5 年間で大きく社会情勢も変化しておりますのでそういった変化に対応するために、必要な方針等について見直しが必要であれば直していくという取り組みをしております。

総合計画の見直しにつきましても、総合計画の審議会がございまして、そちらで各委員さんからご意見をいただくような形をとっておりますが、また 10 月頃にその基本計画の改訂版の素案ができましたら、パブリックコメントを実施させていただきますので、その素案をご覧いただきまして、何かご意見等がありましたら、ぜひパブリックコメントでご意見いただきましたら、またそれぞれに対してご回答を示していくというような形をとっておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

〔会長〕

ありがとうございます。

14 あいさつ 副市長

15 閉会